個人情報保護委員会(第83回)議事概要

1 日時:平成30年12月17日(月)14:30~15:30

2 場所:個人情報保護委員会 委員会室

3 出席者:堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員 其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、 三原参事官、山﨑参事官、松本参事官

4 議事の概要

(1)議題1:個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって 事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から「当委員会は今日に至って幅広い大きな権限を持つようになり、国全体、そして国際関係まで含めて個人情報保護に取り組むこととなった。これまで、堀部委員長が情報公開や個人情報保護については日本の権威として全国の地方自治体の指導にもあたってこられた。地方自治体関係者は、先行して、情報公開、個人情報保護に取り組んできたが、今日このように国の取組が充実してきたことを考えると、私も地方自治体の関係者として、感慨深いものがある。その後、情報化が進んで大手IT企業が国際社会で活躍するようなことになり、時代が変化してきた。今後ますます重要な分野になってくると思う。そういう中で、マイナンバー制度が日本国内で導入されるということで、導入に当たっては様々な困難があったが、国民からの信頼を得たシステムとして定着してきた。安全管理のための特定個人情報保護評価書について細かく検討した思い出があるが、それが信頼の基になっている。当委員会が拡大し、担当する分野が広がる上で、マイナンバーの執行で培った信頼が、しっかりした基礎になったと理解している。

これからの課題は、それぞれの個人情報を取り扱う事業者、政府機関そして国際社会が、最終的には人権問題になることを念頭に、それぞれきちんと誠意をもって取り組むことと考える。そのためには、自ら取り扱う情報について、個人情報の漏えいということに対して、もっともっと神経質になっていく必要があると思う。国際社会でも、自分のところで保管している個人情報の漏えいについては、自ら積極的に報告・公開をするというようなことが重要視されており、それをまた政府も義務付けていくという流れにある。日本の制度としては、やや遠慮気味に、努力目標として報告することとなっているが、それを数字として統計的に信頼性のあるものとして今後記録を残していくことも必要なので、報告を義務付けていく必要があるのではないか。つまり、情報の漏えいについては、漏えい事案があった場合に、当委員会に対して報告をするということを今後義務付け、それをまた国民が理解して受け入れていく、積極的にそれに対応していくという流れが、今後の安全管理でも重要で、国際関係においても非常に重要であると思う。

当委員会と地方公共団体との関係について、地方公共団体が全国1800ほどの団体でそれぞれ独自の制度を持っており、マイナンバーの情報連携における一例としては、地方公共団体の独自利用事務を情報連携に取り入れて制度化しているが、地方公共団体がきちんと仕事をしていく上では非常に大事なことであるので、ご配慮願いたいと思う。一方、特定個人情報保護評価については、是非良い方の例に倣っていただけるよう、厳しくしていただいていいと思う」旨の発言があった。

熊澤委員から「国際的制度調和への取組について、これまで、委員会とし て、プライバシー・個人情報保護に係るグローバルなネットワークの構築・ 強化に取り組んできた。この1年で見ても、委員会として、のべ30か国に 60名で、委員長、委員及び事務局職員で出張してきた。この結果、外国の 執行当局とはもちろん、国外のシンクタンクや業界団体等とのコネクショ ンも構築され、当局間の執行協力等にとどまらず、11月に開催したGDP Rセミナーのように具体的に幅広く連携することも増えてきた。私自身、 先々週出席したAPPAの会議で、『クロスボーダー・データフロー』とい うテーマのセッションに委員会から参加し、各国の関係者と意見交換した が、海外のプライバシー関係者の我が国及び当委員会に寄せる期待がます ます高まっていることを実感した。この期待に委員会としてしっかりと応 えていくことが必要。10月のデータ保護プライバシー・コミッショナー国 際会議では、AI時代に対応するための常設のWGの設置が決議され、当委 員会も積極的に関わっていく予定。一方、改正法の議論時と比べ、一部の国 におけるデータローカライゼーションや、ガバメントアクセスの動きが顕 著になっているのも事実。こうした中で、我が国がリードしつつ、自由、民 主主義、人権尊重、法の支配といった共通の理念や価値観を持つ国々としっ かりと連携・調和していくことが重要であり、今後もしっかりと取り組んで いく」旨の発言があった。

嶋田委員から、「個人情報保護は、とかく、利活用をする立場からは負担として受け止められがちであるが、信頼を得ていく上で、もちろん重要である。そういう視点を、例えば企業においても、個人情報保護法の担当部門にとどまらず、実際に活用を行う部門全体に広げていくことが大事である。そのためには、これからも国民の理解を高めることに注力していかなければならないと考えている。

個人情報保護法の改正時には、個人情報の保護とデータ利活用等、一見矛盾することを実現させる必要があり、当委員会でも議論やヒアリングを活発に行った。そして、匿名加工情報制度が改正法により組み込まれ、委員会としては、このフレームをきちんと理解してもらうことに努めてきた。匿名加工情報を活用している例は300件以上ということであり、この数字は、委員会の活動を通じてフレームワークを伝えてきた成果ではないかと思う。

データ利活用は、昨今、世界の注目を集め、日本においても大変重要なテーマであり、国の強みに直接つながるものであるため、施行後の状況については今後とも制度の運用実態をよく調べていくことが必要。

法の域外適用の在り方について、海外で発生した様々な事案に対応しなければならない局面があったが、改正法において域外適用の規定や外国執行当局との協力規定が導入されていたことで、すぐに対応できたことは大きな意義。10 月に行ったフェイスブックに対する行政指導のように、社会が大きな関心をもつ、影響の大きな事案に対し、その期待に応えてしっかりと対応することで委員会の存在を広く社会に知らせることができた。

今後も海外事業者からの漏えい案件は増加傾向にあると思うので、外国 当局との執行連携を含め、海外事業者に対する執行態勢の強化にいっそう 努めていくべき」旨の発言があった。

丹野委員から「個人情報を含めた個人データに関する個人の権利の在り方について、委員会発足時に課題だった名簿屋対策、データを保有する事業者に対する開示請求、その他改正法で規定された事項は、当委員会の積極的な取組によって、一定の成果が得られた。今後は、社会全体が今まさにデジタル時代の変化の渦中にある中、社会的にも非常に関心が高い個人データに関する個人の権利の在り方について、開示・利用停止・削除等の権利行使の際に存在する一定の制約が、個人の権利の在り方という観点から妥当かという点を、今後、真摯に検証することが必須である。

また、ペナルティの在り方について、改正法施行後、委員会が指導を行った事業者は、その指導に概ね適切に従っていただいているものと承知している。ただ、海外では、重い罰則、課徴金を法律上課す制度としていることとしており、今後は、日本の法体系や実効性等、様々な要素を考慮して真摯に検討することが必要と考える」旨の発言があった。

また、其田事務局長から、欠席の委員からの意見の紹介があった。

手塚委員から「AI、IoT等データを取り巻く技術の進歩が著しい。過度な規制がイノベーションの阻害となってはならないが、一方で、個人の権利利益がなおざりにならないよう、技術の進展も引き続きしっかりフォローして欲しい」旨の意見が寄せられた。

加藤委員から「5年間の成果として、EUとの相互認証がまもなく発効する。また、APECメンバーエコノミーと協力してCBPRも進めてきた。 国際協力が進められたのは委員会が設置されたからだと考えられる。今後、 個人データの越境移転について、国際的制度調和を図り、個人データをしっかり保護しつつ、その中で自由な流通を確保していくため、取り組んでいく 必要があると思う」旨の意見が寄せられた。

大滝委員から「我が国の企業は、一般にコンプライアンス意識が高く、この長所を活かしていくことが重要だと考える。個人情報保護法には、認定個

人情報保護団体制度もあるが、他に、CPO (Chief Privacy Officer)、DPO (Data Protection Officer) あるいはPIA (Privacy Impact Assessment)といった、事業者側の取組を促す仕組みを活かしていくことも考えられるのではないか」旨の意見が寄せられた。

宮井委員から「情報銀行等、本人の同意を前提とし、適法な形で個人情報を活用する取組が進められることを歓迎する。一方で、『いいね!』ボタンの件のように、本人の知らない間に、ということは問題である。今後とも個人情報をしっかり保護しつつ、利活用を進めていけるよう、きちんと見ていくことが重要である」旨の意見が寄せられた。

堀部委員長から「三条委員会を作ることは日本では大変なことだが、関係 者の理解と努力で特定個人情報保護委員会が発足し、その委員長を拝命し た際、今まで研究者として主張してきたことを自ら実践していかなければ ならないという非常に大きな課題があった。その中で課題をスムーズに解 決し、大きな成果を上げることができたのは、委員の皆様や事務局職員の皆 様、特に其田事務局長の卓越したリーダーシップの下、事務局が一丸となっ て取り組んできたおかげであり、改めて感謝申し上げたい。国内的には、 2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、個人情報保護行政及び 監督を一元的に担う独立機関として、権限を適切に行使するために事務局 と様々な議論をしてきた。特定個人情報のみならず、個人情報の分野におい ても監視監督権限を行使できるようになったことにより、個人情報保護委 員会は大きく飛躍した。また国際的には、執行協力が大きな課題となってい たが、個人情報保護委員会の発足により十分に対応できるようになり、私が かねてより提唱していた『プライバシー外交』を進めることができた。昨年 9月には、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバ 一となり、委員長として、オープンセッションにおけるスピーチをしたが、 各国の我々個人情報保護委員会に対する期待は非常に大きいと実感した。 また、EUとの協力対話の中で、相互認証がまもなく発効するというところ まで来たことは非常に大きな意義がある。今後も、国際的な協力対話の中で 多くの決議や宣言をまとめることになるため、当委員会としても積極的に 参加する必要があり、今後に期待したい。

OECDで 1980 年にプライバシーガイドラインが採択され、その後国内での法制の様々な議論がなされたが、私は、行政機関個人情報保護法を含め、我が国の全ての個人情報保護法制の検討に関わってきた。その経験からみてもプライバシー・個人情報保護の分野は、無限の広がりと奥行きをもった問題である。今後も、何が重要であるかをその時その時に見極めて、委員会として対応していくことが重要。改正個人情報保護法には3年ごとの見直し規定があり、個人情報を取り巻く状況や今後の課題について考えていかなければならないと思う。委員会に寄せられる内外からの期待は非常に大

きいものであり、嶋田委員長をはじめとする、第二期の委員会では、委員会 として内外からの期待に応えていただき、私も、委員会の外から応援してい きたい。改めて、委員の皆様、事務局の皆様に感謝申し上げる」旨の発言が あった。

以上